

2003年12月26日

**「MJS 電子証明書発行サービス」による「電子証明書」が、
国税庁長官が定める見込みの電子証明書として e-Tax ホームページにて公開
～ 国税の電子申告に必要となる電子証明書～**

株式会社ミロク情報サービス

昨年12月1日、当社の電子認証サービス「MJS 電子証明書発行サービス」が、「電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項」の規定に基づき、特定認証業務の認定を受けました。 [詳細はこちら](#)

当社は現在、「国税の電子申告に対応した電子証明書」の発行を同サービスの目的の一つとして目指しておりますが、この度(同12月26日)、国税庁が運営する「国税電子申告・納税システム(e-Tax)ホームページ」にて、「MJS 電子証明書発行サービス」に係る認証局の作成する電子証明書が、「国税庁長官が定める見込みの電子証明書」として公開されましたのでお知らせします。 [詳細はこちら](#)

同サービスにおける電子証明書が、正式に「国税庁長官が定める電子証明書」に定められますと、財務・会計システム業界では初となります。

国税の電子申告に必要となる電子証明書

1. 「商業登記に基礎を置く電子認証制度」に基づく電子証明書
2. 地方公共団体による「公的個人認証サービス」に基づく電子証明書
3. その他国税庁長官が定める電子証明書

上記1～3の何れかとなります。

国税庁長官が定める電子証明書

国税庁長官が定める電子証明書は、電子署名法の特定認証業務の認定を経た上で、政府認証基盤(GPKI)のブリッジ認証局と相互認証を行っている認証局が作成した電子証明書の内、e-Taxで使用可能であることが確認されたものです。正式には「国税庁長官が定める電子証明書(仮称)」により定められます。(国税電子申告・納税システム(e-Tax)ホームページより)

<この件に関するお問い合わせ先>

株式会社ミロク情報サービス
広報・IR グループ 川口 裕

TEL :03-5361-6351 FAX :03-5360-3430